### 小規模特認校について

内灘町では、自然環境に恵まれきめ細やかな教育を推進している小規模な学校 (小規模特認校)に通学することにより、心身の健康増進を図り、豊かな人間 性を培うとともに、学校の活性化を図ることを目的とする「小規模特認校」制 度を実施します。(平成 27 年度より西荒屋小学校で実施)

### 就学の条件

小規模特認校(西荒屋小学校)への就学を希望する場合は、次の条件を全て満たしていることが必要です。

- ・保護者及び児童がともに内灘町内に居住していること。
- ・小規模特認校(西荒屋小学校)の教育活動に賛同し、協力すること。
- ・保護者の責任と負担において通学できること。
- ・原則として卒業までの間通学すること。

## 定員数

各学年の定員は、通学区域から通学する者を含めて20人です。

(受け入れ人数は、内灘町ホームページをご覧頂くか、内灘町教育委員会にお問い合わせください。)

# 就学の時期

毎年4月1日(年度当初)を原則とします。

# 学校下見・校長との面談

事前に学校の様子を下見し、校長との面談をおこなってください。 面談は転入学予定の前年度 9月1日から10月30日の間で、直接西荒屋小学校 に予約をしてください。(この期間が難しい方は西荒屋小学校にご相談ください)

### 申請書の受付

内灘町教育委員会に申請書を提出してください。(申請書は内灘町教育委員会及び、西荒屋小学校にあります。内灘町ホームページからもダウンロードできます。)申請期間: 転入学予定の前年度 10月1日から11月30日まで

#### 就学の承認

転入学予定年の 1 月下旬までに保護者様に就学承認(または不承認)書を送付します。(就学希望者が予定人数を超えた場合は、抽選により決定する場合があります。)

#### 就学の取り消し

就学を認めた後に、申請と事実が異なり、または小規模特任校制度の趣旨・目的と異なる事由が生じるなど、就学に支障があると認められる場合は、小規模特認校(西荒屋小学校)への就学を取り消すことがあります。

#### 問い合わせ

内灘町教育委員会 学校教育課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1 Tel 076-286-6717 Fax 076-286-6714 e-mail gakkoukyoiku@town.uchinada.lg.jp